

令和6年 第16回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和6年10月27日

○議案

議案第53号 専決処分の承認を求めるについて

議案第54号 選挙人名簿から抹消する者について

その他

次回開催日 令和6年11月20日（水）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和6年12月2日（月）10：00～ 区長応接室

議案第53号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月27日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正信

専決第4号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務代理者の変更について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における中央区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月26日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正信

別紙のとおり

(根拠)

- 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第一百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(根拠)

- 議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

- 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができます。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならぬ。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

最高裁判所裁判官国民審査法

(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第四条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における中央区の投票区の投票管理者を次のように変更した。

令和6年10月 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正信

別紙のとおり

議案第54号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月27日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正信

1 抹消する者の数	284人
内訳 死亡者	78人
国籍喪失者	0人
市外転出者	206人
登録移転者	0人
誤載者	0人
一般誤載者	0人
重複登録者	0人
住民票職権消除者	0人
判決の確定による者	0人
2 抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3 抹消年月日	令和6年10月27日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	40	103	0	0	143
女	38	103	0	0	141
計	78	206	0	0	284